第七十三条第一項中「第百九十四条第一項第七号」を「第百九十四条第一項第八号」に改め、同項第一号中「、居所」を「居所とし、国内に住所及び居所がない場合には国外における住所又は居所とする」に改め、同項第二号中「第七十四条の二第一項第三号」を「第七十四条の三第一項第三号」に改め、同条第三項中「第百九十四条第四項」を「第百九十四条第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第百九十四条第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第百九十四条第五項の規定による申告書を提出する者の氏名、住所及び個人番号又は名称

二　法第百九十四条第五項の規定により経由すべき同条第一項に規定する給与等の支払者の氏名

三　その他参考となるべき事項

第七十三条の二中「第三百十六条の二第一項」に、「第四十七条の二第四項各号（勤労学生控除を受けるための書類）」を「第四十七条の二第六項各号（確定所得申告書に添付すべき書類等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第四十七条の二第四項の規定は令第三百十六条の二第二項に規定する財務省令で定める書類について、第四十七条の二第五項の規定は令第三百十六条の二第三項に規定する財務省令で定める書類について、それぞれ準用する。この場合において、第四十七条の二第四項中「同号イからハまでに掲げる者に係る」とあるのは「令第三百十六条の二第二項各号（給与所得者の扶養控除等申告書に関する書類の提出又は提示）に掲げる国外居住親族に係る」と、「同号イからハまでに掲げる者の区分」とあるのは「当該各号に掲げる国外居住親族の区分」と、「同号イからハまでに定める旨」とあるのは「当該各号に定める旨」と、「令第二百六十二条第二項第一号イからハまでに掲げる者」とあるのは「令第三百十六条の二第二項各号に掲げる国外居住親族」と、同条第五項中「同項の」とあるのは「令第三百十六条の二第三項に規定する」と、「同項に規定する国外居住障害者、国外居住配偶者又は国外居住扶養親族」とあるのは「同条第二項に規定する国外居住親族」と、それぞれ読み替えるものとする。

第七十四条第一項中「第百九十五条第一項第四号」を「第百九十五条第一項第五号」に改め、同条第三項中「第百九十五条第四項」を「第百九十五条第五項」に改める。

第七十四条の二を第七十四条の三とし、第七十四条の次に次の一条を加える。

（従たる給与についての扶養控除等申告書に添付すべき書類等）

第七十四条の二　第四十七条の二第四項（確定所得申告書に添付すべき書類等）の規定は、令第三百十八条の二（従たる給与についての扶養控除等申告書に関する書類の提出又は提示）に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、同項中「同号イからハまでに掲げる者に係る」とあるのは「令第三百十八条の二各号（従たる給与についての扶養控除等申告書に関する書類の提出又は提示）に掲げる記載がされた者に係る」と、「同号イからハまでに掲げる者の区分」とあるのは「当該各号に掲げる記載がされた者の区分」と、「同号イからハまでに定める旨」とあるのは「当該各号に定める旨」と、「令第二百六十二条第二項第一号イからハまでに掲げる者」とあるのは「令第三百十八条の二各号に掲げる記載がされた者」と読み替えるものとする。

第七十四条の三の次に次の一条を加える。

（給与所得者の配偶者特別控除申告書に添付すべき書類等）

第七十四条の四　第四十七条の二第四項（確定所得申告書に添付すべき書類等）の規定は令第三百十八条の三第一号（給与所得者の配偶者特別控除申告書に関する書類の提出又は提示）に規定する財務省令で定める書類について、第四十七条の二第五項の規定は令第三百十八条の三第二号に規定する財務省令で定める書類について、それぞれ準用する。この場合において、第四十七条の二第四項中「同号イからハまでに掲げる者に係る」とあるのは「令第三百十八条の三（給与所得者の配偶者特別控除申告書に関する書類の提出又は提示）に規定する記載がされた配偶者に係る」と、「同号イからハまでに掲げる者の区分に応じ同号イからハまでに定める旨」とあるのは「その配偶者が当該居住者の配偶者に該当する旨」と、「令第二百六十二条第二項第一号イからハまでに掲げる者」とあるのは「その配偶者」と、同条第五項中「同項の」とあるのは「令第三百十八条の三に規定する」と、「同項に規定する国外居住障害者、国外居住配偶者又は国外居住扶養親族（以下この項において「国外居住親族」という。）」とあるのは「同条に規定する記載がされた配偶者」と、「各人」とあり、及び「当該国外居住親族」とあるのは「その配偶者」と、それぞれ読み替えるものとする。

第七十七条の三第一項中「第二百三条の五第一項第六号」を「第二百三条の五第一項第七号」に改め、同項第一号中「、居所」を「居所とし、国内に住所及び居所がない場合には国外における住所又は居所とする」に改め、同条第三項中「第三百十九条の十一」を「第三百十九条の十二」に、「第二百三条の五第四項」を「第二百三条の五第五項」に改め、同条第四項中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第四編第三章中第七十七条の四を第七十七条の五とし、第七十七条の三の次に次の一条を加える。

（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に添付すべき書類等）

第七十七条の四　第四十七条の二第四項（確定所得申告書に添付すべき書類等）の規定は、令第三百十九条の十一（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に関する書類の提出又は提示）に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、同項中「同号イからハまでに掲げる者に係る」とあるのは「令第三百十九条の十一各号（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に関する書類の提出又は提示）に掲げる記載がされた者に係る」と、「同号イからハまでに掲げる者の区分」とあるのは「当該各号に掲げる記載がされた者の区分」と、「同号イからハまでに定める旨」とあるのは「当該各号に定める旨」と、「令第二百六十二条第二項第一号イからハまでに掲げる者」とあるのは「令第三百十九条の十一各号に掲げる記載がされた者」と読み替えるものとする。

第八十一条中「掲げる場所」を「定める場所」に改め、同条第二号中「法第百六十四条第一項第一号から第三号まで（非居住者に対する課税の方法）に掲げる」を「恒久的施設を有する」に改め、同条第三号中「法第百六十四条第一項第四号に掲げる」を「恒久的施設を有しない」に改め、同条第四号中「法人税法第百四十一条第一号から第三号まで（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の課税標準）に掲げる」を「恒久的施設を有する」に、「同法」を「法人税法」に改め、同条第五号中「法人税法第百四十一条第四号に掲げる」を「恒久的施設を有しない」に改める。

第八十一条の五第一項第一号イ中「又は法人番号を」を「及び法人番号を」に改める。

第八十一条の六の見出し中「範囲」を「範囲等」に改め、同条第一項第二号を次のように改める。

二　国内に住所を有しない個人　次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　個人番号を有しない個人　当該個人の次に掲げるいずれかの書類

(1)　住所等確認書類（次項第一号に掲げるものを除く。）

(2)　官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの

ロ　個人番号を有する個人　イ(1)又は(2)に掲げるいずれかの書類及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第十五条（国外転出者に対する通知カードの還付）に規定する還付された通知カード又は同令第三十二条第一項（国外転出者に対する個人番号カードの還付）に規定する還付された個人番号カード

第八十一条の六第二項に次の一号を加える。

九　前各号に掲げる書類のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する日前六月以内に作成されたもの（有効期間又は有効期限のあるものにあつては、提示する日において有効なもの）に限る。）

第八十一条の六に次の一項を加える。

6　法第二百二十四条第一項（利子、配当等の受領者の告知）に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。以下この項において同じ。）又は情報が記録された電磁的記録とする。

一　署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項（署名用電子証明書の発行）に規定する署名用電子証明書をいう。以下この項において同じ。）